



Q 平成31年3月に「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針」が策定された。市では、小・中学校の学校再編の目的をどのように捉えているのか教えてほしい。

A 子供たちが多くの仲間と共に学校生活を送る中で、さまざまな意見に触れ合うことは非常に大切なことです。しかし、市内には複式学級が生じている学校があり、この環境は子供たちにとって最善なものではないと考えます。また、中学校への進学

学校再編

Q 鴻巣市と北本市との3市の枠組みによる新ごみ処理施設建設が白紙になったが、今後どのような方向で考えていくのか。

A 新ごみ処理施設建設を基本とし、より費用が抑えられ、市民

新ごみ処理施設建設事業

Q 昨年10月に発生した台風19号の際、雨風が強く防災行政無線があまり聞こえなかった。また、電話による音声確認サービスもつながりにくかった。今後、このような場合、他の方法でも市民にお知らせしてほしい。

A 緊急時には、防災行政無線の他、浮き城のまち安全・安心メール、市ホームページ、市公式SNSやテレビのデータ放送などを活用して情報発信しています。

災害時の情報伝達



Q 毎月第3日曜日に行田軽トラ朝市が開催されているが、来場者にとっても好評である。できれば月2回に増やせないだろうか。それにより、行田市がより活性化すると思うので検討してほしい。

A 行田地区の八幡通りには、土日曜日に多くのお客さんが訪れています。そのため、毎週土曜日または日曜日に八幡通りで「賑わい市」を開催し、まちなかの賑わいづくりをしたいと考えています。

▼問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

まちなかの賑わいづくり

株式会社と協定を締結し、災害時には市の要請により、避難情報や避難所の開設情報などを緊急放送することとしています。

また、浮き城のまち安全・安心メールの登録件数の増加を促進するとともに、地域住民同士の共助が重要であることから、自治会や自主防災組織との連絡手段の見直しを図るなど、情報伝達についてさまざまな方法を講じていきます。

が利用しやすいことを前提に、他市と一緒に実施するのか、単独で実施するのかなど、よく検証した上で進めていきます。

令和元年度「市民と市長のタウンミーティング」を開催しました

本市では、「住んでみたい」、「行ってみたい」まちづくりを進めるため、石井市長および市職員が地域へ出向き、皆さんが日頃から感じている市政への意見や提言、また、地域で抱えている課題などを幅広くお聴きする「市民と市長のタウンミーティング」を開催しています。

令和元年度は全地区15会場で開催し、延べ632人の参加があり、活発な意見交換が行われました。参加者から、まちづくりやこれからの行田のあり方に関し、さまざまな意見が寄せられましたので、意見の一部を紹介します(抜粋・要約)。

子育て世帯定住促進奨励金制度が廃止となります

子育て世帯定住促進奨励金制度は**9月30日(水)**をもって廃止となります。申請を予定されている方は、期日までに申請してください。期日までに申請されない場合は、本制度の対象となりませんのでご注意ください。

▶奨励金の内容

名称	対象	金額
転入者住宅取得奨励金	1年以上市外に居住し、転入から1年以内に住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内(交付限度額20万円)
市内事業者施工奨励金	市内事業者の施工による住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内(交付限度額20万円)
三世帯同居・近居奨励金	住宅を取得し、親世帯と同居、または近居する子育て世帯	住宅取得価格の5%以内(交付限度額20万円)
市内在住者中古住宅取得奨励金	1年を超えて市内に居住し、2019年4月1日以降に中古住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内(交付限度額20万円)

※親世帯とは、子育て世帯の世帯主または配偶者の一親等以内の直系尊属で構成される世帯です。

※近居とは、子育て世帯と親世帯が市内に居住することです。

※「市内在住者中古住宅取得奨励金」は、「三世帯同居・近居奨励金」のみ併用可能です。

※奨励金の一部は市内共通商品券で交付します。

※住宅取得価格には土地購入費用は含みません。

▶対象となる世帯 ・中学生以下の子を養育する世帯

・出産予定(妊娠22週以後)の方がいる世帯

▶対象となる住宅

・一戸建て

・店舗などの併用住宅(居住部分の床面積が全体の2分の1以上)

※マンションなどの集合住宅や中古住宅の場合は、「転入者住宅取得奨励金」、「三世帯同居・近居奨励金」、「市内在住者中古住宅取得奨励金」が該当となります。

▶交付条件

・本市に住民登録があり、住宅取得後、継続して5年以上居住すること。

・住宅の所有権を登記していること。

・市税などを滞納していないこと。

・住宅取得(建物の権利保存登記)後、1年以内であること。

▶申請方法

企画政策課で配布している申請書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、同課に持参してください。

▶その他

市ホームページに制度内容の詳細を掲載しています。

▶問い合わせ

同課企画政策担当(内線309)

縦覧・閲覧制度を利用して固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

▼日時 4月1日(水)～6月1日(月)(土曜日、祝日などを除く)

【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分

【日曜日】午前8時30分～正午

▼場所 税務課資産税担当

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月1日から令和2年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができますが、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳しくは同課まで問い合わせください。

▼お願い 縦覧および閲覧ができる方がどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。また、代理の方が来る場合には、委任状なども併せて持参してください。

▼問い合わせ 同課資産税担当(内線2333・2334)